#### 1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例(平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。)第5条の規定により、令和3年1月18日付けで行った文書「令和2年2月20日伊藤市長及び地域振興部長東京出張した資料全般」の開示請求に対し、瀬戸市長(以下「処分庁」という。)が令和3年1月26日付け2瀬も第216号で行った公文書一部開示決定の処分(以下「本件処分」という。)について、市内の既存ホテルの宿泊実績を除き開示すべきである。

#### 2 審査請求人の主張の趣旨

# (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条の規定により、審査請求人が令和3年1月18日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和3年1月26日付け2瀬も第216号で行った公文書一部開示決定の処分について、条例第7条第6号に係る不開示部分を除き、不開示とした部分の開示を求めるものである。

#### (2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 「一般質問」に対する市の答弁から、不開示決定の理由に当たらない点について 瀬戸市議会令和2年12月定例会において、ホテル誘致の面談に係る「一般質問」 に対し、市は、ホテル事業者との面談はホテル誘致に関する市長の意気込みを述べ たものであって、ヒアリングを行った等の説明は無いと答弁している。ホテル事業 者との面談記録が、不開示決定の理由に当たる内容でないことを市自らが発言して いることから不明確な処分であり、一部不開示の理由には当たらない。

# イ 条例第7条第3号アの不開示事由の妥当性について

条例第7条第3号アの「公にすることで利益を害するおそれ」とは、処分庁が開示することで、法人等が不利益を被ることや新たな紛争等が発生し、法的保護に値する利益が害されることの蓋然性が高い場合を指すが、本件については、そのように認められない。なお、「おそれ」の有無は、客観的、具体的に判断が必要で、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえれば、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう留意しなければならない。

# ウ 条例第7条第3号イの不開示事由の妥当性について

条例第7条第3号イの「公にしない」については、公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨が含まれていると解される。公にしないとの条件が付されていても、「市長が誘致について、

ホテル事業者に意気込みを伝えただけであって、具体的な条件等の話はない。」と 市議会で答弁していることから、処分庁は、一部不開示にしなければならないよう な面談であるならば、公にすることで、どんな支障や不利益が生じるのか具体的に 説明する義務がある。

#### 工 結論

本件は、ホテル誘致のため、令和2年2月20日市長と担当部長の2人が東京へ出張し、営業活動の一環で、ホテル事業者と面談しているが、全く関係のないかたちで秘密にするような面談記録は、にわかに理解し難いが、少なくともホテル誘致の諸条件等と一切関係がないのであれば、市とホテル事業者が不利益になる要素は考えづらく、不開示事由に当たる内容ではないことを市自ら示しており、本件処分の決定は不当である。

#### 3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

- (1) 「ホテル誘致面談結果記録」のうち、「場所」と「面談者」について
  - ホテル運営事業者の営業活動の秘密に関わる情報であり、公にすることでホテル運営事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、「場所」と「面談者」について不開示とした。なお、この判断にあたって、ホテル運営事業者に意見を求めており次のように回答があった。
  - ア 今回の事業への応募に当たり、ホテルの建設は、市所有地を種地に、周辺の民間 所有地を買収して建設することとしており、情報公開請求時点は、民間所有者への 交渉過程であることから、情報開示することで、交渉相手に有らぬ疑念を抱かせる ような情報を流布される可能性があり、その場合は事業に支障をきたす。
  - イ 情報公開請求時点は、市との土地売買の契約直前であり、多額の投資を行う ホテル建設に関する株主、金融機関等の利害関係者への説明等を行っている佳境の タイミングで、情報開示することで、有らぬ疑念を抱かせるような情報が流布され る可能性があり、その場合は事業に支障をきたす。
- (2) 「ホテル誘致面談結果記録」のうち、「面談内容」のホテル誘致活動を実施する背景の中の記載について

公にしないことを前提に企業担当者からヒアリングした内容であることから不開示 とした。

なお、審査請求人は、「公にしないことを前提に当該企業担当者からヒアリングした内容」と主張しているが、当該情報は、市内の既存ホテルの宿泊実績と市内企業の宿泊施設へのニーズに関する情報であり、面談時に相手方が発言した内容ではない。

(3) 開示の実施について

不開示とした部分を除き、審査請求人の請求に対して情報を開示している。

#### (4) 結論

以上のことから、不開示とした情報は、条例第7条第3号ア及びイの不開示理由 に該当するものであり、原処分は妥当である。

### 4 審査請求に係る経過

令和3年 1 月18日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出

令和3年 1 月26日 処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付

令和3年 4 月19日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出

令和3年 4 月23日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼

令和3年 5 月14日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出

令和3年 5 月26日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼

令和3年 7 月 2 日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出

令和3年 8 月 6 日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施

令和3年 9 月 1 日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会への諮問書の提出

令和3年10月6日第1回審査

#### 5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

情報公開請求を行ったのは、処分庁が実施したホテル誘致に関する事務手続きが公平・公正・適正に行われていたのかを検証するためである。処分庁は、市長のトップセールスによるホテル誘致の必要性を模索していた中で、令和2年2月20日に不開示となっている1社のみと面談を実現している。その面談記録に不開示となった部分があったので、審査請求を行うこととなった。

ホテル誘致に関する事務手続きに係る問題点は、市長のトップセールスに関する検 討資料等の公文書が一切無いこと、並びに令和2年2月20日の面談に当たりどのよ うな根拠で決定したのかの意思形成及び意思決定過程の資料が無いことである。例え ばホテル事業者との面談に当たり、面談の候補となるホテル事業者をどのように選び、 どのようにアプローチをかけたのか等の事前調査を含めた検討資料は、断片的な文書 しか無い。

また、本件処分において問題点が2点ある。

1点目は、「公にしないことを前提に企業担当者からヒアリングした内容であるため」とした不開示事由についてである。これは、面談した相手のコメントが不開示となっていると理解していたが、弁明書の中で、処分庁が収集した企業情報との説明があった。本件処分の当初から当該不開示事由を適切に説明していなかったことが大きな問題である。加えて、文書全体の不開示ではなく、文脈が判明する形で開示すべきである。また、処分庁は、適正な処分であるとの弁明をしつつも、審査会の答申に従

うという主張をしており、情報公開において何が適切な対応かという意識が無い。

2点目は、本件開示請求と同じ開示請求を8回ほど行っているが、一部開示決定処分のうち文書の大きさが違うことについてである。処分庁は、開示請求者の便宜を図ったためであり、他意は無いと説明している。この説明は、情報公開請求制度そのものを理解していないと言わざるを得ない。

(2) これに対して処分庁は、次のように説明している。

審査請求の対象に関連した事実を2点確認したい。

1点目は、令和2年2月20日の訪問先の開示請求に関する事実の確認である。令和2年11月6日の開示請求においては、ホテル事業者に開示請求に係る意見照会を したところ不開示とするよう回答があり、不開示とした。

令和3年1月18日の開示請求については、当該開示請求に先立つ審査請求人の市議会における一般質問の際、審査請求人が令和2年11月6日の開示請求で不開示としていた訪問先の企業名を連呼し、瀬戸市への進出についても出来レースと断言した発言があったことについて、ホテル事業者から、民間所有者への用地買収行為への支障をきたすだけでなく、ライバル企業の妨害工作に利用されるとの指摘を受けていた。そこで、競争の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められる場合に当たると判断し、不開示とした。令和3年4月20日の開示請求では、ホテル事業者から情報開示しても良い旨の回答が得られた。このことを受け、審査請求人に対して情報開示を行ったところである。

2点目は、市内のホテルの宿泊実績については、公にしないことを前提に企業担当者からヒアリングした内容であるため、不開示とした件についてである。この判断については、瀬戸市まるっとミュージアム・観光協会の会長に問い合わせたところ、第三者に開示することは不可ということだったので、不開示としたものである。不開示事由の表現に不備があるという審査請求人からの指摘もあったが、これはあくまでも企業の情報ということで説明したところである。

また、市長のトップセールスに係るアポ取りの経緯についても、アポが取れなかった企業の連絡先、対応した相手の役職や氏名を記録に残していないことが不備に値するとの指摘が審査請求人からあったが、当時はアポ取りの連絡は代表電話に掛けておりアポが取れなかった企業の中には、担当窓口まで取り次いでもらえなかったところもあったため、次の機会のアポ取りは、その時に改めて市長のトップセールスの要件を伝えて対応していただくものとしていたものである。

(3) そこで、本審査会は、開示文書について処分庁が不開示とした点を中心として、調査し、審査を行った。

ア 不開示とした箇所について

本件審査請求の対象となる不開示とした箇所は、復命書に添付された資料「ホテル誘致 面談結果記録」のうち、「場所」及び「面談者」並びに「ホテル誘致活動

を実施する背景」の一部である。

# イ 「場所」及び「面談者」についての判断

処分庁の説明では、現時点では「場所」及び「面談者」を開示しているとのこと であり、審査請求の理由が無くなっているが、念のため、開示請求があった時点で の不開示判断の妥当性を検討する。

審査請求人の提出した資料によると、本件審査請求に係る開示請求より前に、市がホテル事業を進めるための協定を締結している。処分庁が不開示として主張する「ホテル事業者と民間所有者との間の用地買収の交渉の過程である」という理由は、開示文書が交渉記録である場合は不開示とする理由として成り立つが、今回の開示請求の対象は面談結果記録の開示である。面談結果記録は、ホテル事業者と民間所有者との用地買収の交渉とは直接関係ないものであり、不開示の理由には当たらない。

また、面談結果記録を開示することで民間地買収交渉に支障が出るとの理由が成り立つとは考えられないし、ホテル事業の遂行に支障をきたすとの理由は、その支障の内容について具体的な説明はなされていない。ホテル事業の遂行に支障をきたすのであれば、現時点でも不開示とするべきであると考えられるところ、現時点で開示できるのであれば、開示請求時点でも開示できると考える。

なお、面談者については、現時点では全ての者の氏名及び職名が開示されているが、開示請求があった時点では全ての者の氏名及び職名について不開示と判断されていた。しかし、面談者のうち、その氏名及び職名が法令若しくは慣行として一般に公表されている者(例えば、株式会社の代表者や登記簿に掲載されている役職者)については氏名及び職名を開示すべきである(条例第7条第2号ア)。

以上のことから、「場所」及び「面談者」については、開示請求があった時点に おいては、その氏名及び職名が法令若しくは慣行として一般に公表されていない者 の氏名及び職名を除き、開示すべきであった。

## ウ 「ホテル誘致活動を実施する背景」の一部についての判断

処分庁は、弁明書で「ホテル誘致活動を実施する背景」のうち不開示とした箇所について、市内の既存ホテルの宿泊実績と市内企業の宿泊施設へのニーズに関する情報であると説明しているが、いずれも文章全体が不開示となっているため、当該情報であることが確認できない状況である。

本審査会は、市内の既存ホテルの宿泊実績について、宿泊実績を市が把握していること自体も非公開の事項であるかを確認した。処分庁は、宿泊実績を調査していることを隠すものではないと回答している。このことから、処分庁が不開示の理由とした「公にしないことを前提に企業担当者からヒアリングした内容」は宿泊実績の具体的な数字のみであると言える。

また、市内企業の宿泊施設へのニーズについては、主に市内への誘致を実現した

企業名を挙げた上で、当該企業における宿泊施設へのニーズがある旨が記載されているものになるが、これは企業誘致の担当者が誘致企業とやりとりする中で聞いた話であり、ニーズ調査のアンケート等を実施した結果ではないことを処分庁から確認した。このことから、宿泊施設へのニーズは、「公にしないことを前提に企業担当者からヒアリングした内容」とは言えず、一般論としてのホテルのニーズであると言える。なお、具体的な企業名についても、瀬戸市に誘致され、開業していることは周知の事実であり、ここに記載されていることだけをもって不開示とすることは理由がない。

以上のことから、「ホテル誘致活動を実施する背景」の一部については、市内の 既存ホテルの宿泊実績を除き開示すべきである。

# 6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

### 7 補足意見

本審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、処分庁の情報公開に係る基本的な姿勢について、補足的に意見を述べる。

情報公開制度の理念及び趣旨を鑑みると、市は適正にその職務を遂行し、市民への説明責任を果たしていく必要がある。そのためには、意思形成の過程や事務手続きの経過について、記録を残すことが必要である。

本件の場合、審査請求人は、東京出張に係るホテル事業者との面談に当たり、どのように選定したのかを確認できる資料が断片的にしか存在していないことを指摘しており、経緯が不透明であることから、不開示の部分に何か書かれているのではないかとの疑念を抱いたものと思われる。

市の事業は、開示請求に限らず、あらゆる場面で説明を求められるものであるという ことを念頭に置き、文書を残していかなければならない。公正で開かれた行政を推進す るためにも、今後の事務の改善に努められたい。